

# 健幸ウォーキングもりや運営規約 (Ver2025年4月1日)

## 第1条（会の目的）

市民の立場から守谷市の健康ウォーキングの研究や推進活動を行うことを目的とする。

## 第2条（名称）

この会の名称を「健幸ウォーキングもりや」とする。

## 第3条（事務局所在地）

この会の事務局を守谷市久保ヶ丘 4-27-7 に置く。

## 第4条（会員）

会員は、健康ウォーキングの研究や推進活動を行うことに賛同し、同活動に参加することとする。

## 第5条（総会）

総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会員をもって構成する。

総会は、以下の事項について議決する。

(1)活動計画及び予算並びにその変更

(2)活動報告及び決算

(3)役員の選任又は解任

(4)会費の額

(5)その他活動に関する重要事項

通常総会は、毎事業年度1回 開催する。

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。

## 第6条（役員）

この会に以下の役員を置くこととし、総会で選任する。

代表 1名

副代表 2名以内

会計 2名以内

監事 1名

## 第7条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員の辞任等に伴い補欠として就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

## 第8条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第9条（事務局）

会の円滑な運営を行うために事務局を置く。

## 第 10 条（活動）

次の活動を行 う。

- ・会員間のコミュニケーションの促進を行う。
- ・ウォーキングコンテストの企画推進を行う。
- ・健康づくりノートの企画と普及を行う。
- ・ウォーキング情報の発信を行う。
- ・ウォーキング会の企画運営を行う。
- ・ウォーキング指導者の派遣を行う。
- ・その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第 11 条（会 費）

会費を年間 500 円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第 12 条（事業年度）

会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 13 条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

- 1 この運営規約は、2017 年 12 月 1 日 から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員の任期は、第 7 条の規定にかかわらず、2017 年 12 月 1 日 から 2019 年 3 月 31 日 までとする。
- 3 この会の設立当初の事業年度は、第 12 条の規定にかかわらず、2017 年 12 月 1 日 から 2018 年 3 月 31 日 までとする。